

洋上風力事業を完遂させるための 新たな公募制度

2025年11月19日

経済産業省資源エネルギー庁

国土交通省港湾局

公募制度の見直しの方針

- これまで、再エネ海域利用法に基づき、洋上風力事業の長期的、安定的かつ効率的な実施を可能とするために最も適切である事業者を選定するため、第1～3ラウンドの3回にわたり公募を実施しており、それらの**制度設計においては、その都度、事業環境等を踏まえて公募制度を見直してきた。**
- 例えば、**第2ラウンド**においては、エネルギーミックス等の政策目標を踏まえた**迅速性評価の導入**、エネルギー政策上の電力安定供給の重要性の高まりを踏まえた**「電力安定供給」の配点の引上げ**等の見直しを実施し、第3ラウンドについても概ね同様の公募制度で実施した。
- そのような中で、今般、**第1ラウンドの事業撤退**が生じたことを受け、本合同会議において要因分析等を実施したところ、**第1～3ラウンドの公募実施時には顕在化していなかった洋上風力の事業環境の課題が浮き彫り**となった。
- 上記を踏まえ、**黎明期にある我が国の洋上風力の導入を確実なものとする観点から、引き続きコスト低減は重視しつつ、事業完遂が可能な計画を高く評価するため、今後の公募制度について、以下の方針で見直すこと**としてはどうか。

- I. 事業実現性評価点の配点の見直し
- II. より精緻な事業実現性の採点
- III. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保
- IV. 適切な供給価格での入札がされるための価格点の設計
- V. 落札制限の適用
- VI. 選定事業者が撤退した際のルール設定

公募制度の見直しの方向性

- 本合同会議では、第1ラウンド3海域（秋田2海域と銚子沖）の事業撤退が公表されたことを受け、**三菱商事へのヒアリング等を通じて、今般の事業撤退が生じた要因の分析等を行った。**
- その結果、以下のような**洋上風力の事業環境の課題が浮き彫りとなった。**その中には、すでに対応が整理済みのものもある。今般、対応が整理されていないものを中心に、公募制度の見直し等により対応することとしたい。

洋上風力の事業環境の課題

インフレ等による資材価格等の変動リスクへの対応が不十分な供給価格の設定

入札前に事業者提供される促進区域における地盤等のデータ提供の方法

再エネ価値を高く評価する需要家の不足

風車メーカーやサプライヤー等との価格交渉力の確保のしづらさ

海外のサプライチェーンへの依存

事業実現性が相対的に過小評価され得る価格点の設計

撤退時におけるルールの不明確さ

基地港湾の柔軟な利用のあり方

供給価格の決定からファイナンスクローズに至るまでの期間の長さ

整理済み/対応中

価格調整スキーム
（次回公募より導入）

JOGMECによるサイト調査

再エネ大量導入・次世代電力NW小委での議論

風車メーカー等の変更に係る計画変更の要件の整理

洋上風力のサプライチェーン強靱化に向けた生産設備投資への支援

今般の制度見直し・事業環境整備

IV. 供給価格下限額の設定

Ⅲ. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保

I. 電力安定供給・サプライチェーン形成の配点の引上げ

I. 事業計画の実行面の配点の引上げ
Ⅱ. より精緻な事業実現性の採点
IV. 供給価格下限額の設定

VI. 選定事業者が撤退した際のルール設定

基地港湾の柔軟な利用を促進する仕組みの構築（※1）

事業者選定と供給価格の決定を別途行う2段階方式の導入（※2）

※1：資料2に記載した事業環境整備

※2：今後検討する中長期的な課題

I. 事業実現性評価点の配点の見直し

- 第1ラウンドの撤退の要因分析によれば、国内サプライチェーンの構築が十分でなく、風車等の設計や調達に時間を要するほか、特殊施工船の需給ひっ迫リスクが顕在化している。このような状況下で過度な迅速性を追求した場合には、実現性の乏しい事業計画が提出される可能性があることを考慮し、**迅速性評価の配点を20点から10点に変更**してはどうか。
- また、事業完遂の観点から**計画の実行面に関する配点を20点から25点に変更**するとともに、産業基盤の確立等に資するサプライチェーン形成を評価する観点から、**電力安定供給の項目の名称を変更し、評価点を20点から25点に変更**してはどうか。

第2・3R公募

第4R以降公募

事業実現性評価点 (120点)	事業実施能力 (80点)	事業実施の迅速性	20点	事業実施の迅速性	10点	事業実現性評価点 (120点)	事業実施能力 (80点)
		事業計画の基盤面	20点	事業計画の基盤面	20点		
		○事業実施体制・実績 (6点) ○資金・収支計画 (14点)		○事業実施体制・実績 (6点) ○資金・収支計画 (14点)			
		事業計画の実行面	20点	事業計画の実行面	25点		
	地域調整、波及効果 (40点)	○運転開始までの事業計画 (16点) (スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程) ○運転開始以降の事業計画 (4点) (維持管理、撤去)		○運転開始までの事業計画 (20点) (スケジュール、配置、設備構造、施工計画、工事工程) ○運転開始以降の事業計画 (5点) (維持管理、撤去)			地域調整、波及効果 (40点)
		電力安定供給	20点	電力安定供給・ サプライチェーン形成	25点		
		関係行政機関の長等との調整能力	10点	関係行政機関の長等との調整能力	10点		
		周辺航路、漁業等との協調・共生	10点	周辺航路、漁業等との協調・共生	10点		
		地域への経済波及効果	10点	地域への経済波及効果	10点		
		国内への経済波及効果	10点	国内への経済波及効果	10点		

Ⅱ. より精緻な事業実現性の採点

- 現在の評価区分では、「最低限必要なレベル（0%）」から「トップランナー（100%）」までの各評価区分間で配点の25%ごとの差を設けているが、同じ評価区分となった場合、その中で優れていても、同じ得点になってしまうため、点差がつきづらいという状況がある。
- 第1ラウンドの事業撤退の要因分析において、事業実現性が相対的に過小評価され得る点が挙げられたが、今般、事業実現性評価において、より精緻な採点を行うために、評価区分を廃止し、数百に及ぶチェック項目ごとの積上げ式にすることとしてはどうか。
- 具体的には、以下のように事業実現性を採点してはどうか。
 - ・ 評価項目ごとに、事業を完遂する上で検討が必要な項目を公募占用計画の様式に記載し、それらが記載されているかをチェックする基礎的な基準と、当該記載内容をより詳細又は具体的に検討しているか、また、その内容が適切であるかをチェックする高度な基準を設ける。
 - ・ 各評価項目において、基礎的な基準と高度な基準には1：1の比率で配点を行う。
 - ・ それぞれの評価項目・基準において、得点 = 配点 × $\frac{\text{満たした項目数}}{\text{当該項目・基準の全チェック項目数}}$ とする。

評価項目（配点）	基礎的な基準による評価	高度な基準による評価
事業計画の基盤面（20点）	10点	10点
事業計画の実行面（25点）	12.5点	12.5点
電力安定供給・サプライチェーン形成（25点）	12.5点	12.5点
関係行政機関の長等との調整能力（10点）	5点	5点
周辺航路、漁業等との協調、共生（10点）	5点	5点
地域への経済波及効果（10点）	5点	5点
国内への経済波及効果（10点）	5点	5点

※事業実現性評価のうち、迅速性については別途評価する。（PP.10～12参照）

（参考） 現行の評価基準

- 令和 7 年 1 月に改訂された「一般海域における占用公募制度の運用指針」に示されている評価基準は、次のとおり。

評価区分	運用指針
トップランナー (100%)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が特に優れていると評価され、かつ、公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるなど洋上風力発電事業を確実・効率的に実施するために、特に優れた提案がなされているもの。
優れている (75%)	「ミドルランナー」の基準を満たすもののうち、①公募占用指針で示すリスクシナリオについて、その検討内容や対応が特に優れていると評価されるもの、②公募占用指針で示すリスクシナリオ以外に独自に行ったリスクの特定・分析が適切になされ、その対応が特に優れていると評価されるもののいずれかを満たすもの。
ミドルランナー (50%)	「良好」を満たすもののうち、洋上風力発電事業を確実・効率的に実施する上で必要な検討が具体的になされているもの。
良好 (25%)	「最低限必要なレベル」の基準を満たすもののうち、公募占用指針で示すリスクシナリオに対して具体的かつ有効な対応策が計画され、当該対応策の実現可能性が高いことを確認できる適切な根拠が示されているもの。
最低限必要なレベル (0%)	事業計画において最低限満たす必要のある内容を満たしているもの。

Ⅱ . より精緻な事業実現性の採点

- 現時点で想定しているチェック項目の例は次のとおり。

評価項目	対応別紙	評価要素の例	主なチェック項目の例
事業計画の基盤面 (20点)	事業実施体制（別紙1）★	事業実施体制	風車供給、基礎施工、海底ケーブル等の設計、施工を担う企業が適切に記載されていること 等
		適切な人材配置	実務経験を有する人材が配置されていること、各責任者が明記されていること 等
		SPCの概要、体制等	経営体制や役割分担が適切に記載されていること 等
		リスクの特定	リスクレジスターによる整理がされていること、特に重要度の高いリスクを3つ程度特定し対策を検討していること 等 (※以降、リスクに関する評価を行う別紙には★を付している)
	各企業の役割に応じた実績（別紙2）	風車、基礎構造物、海底ケーブル陸上送変電等の調達、設計、施工に係る実施・管理業務を担う企業・組織及び供給や施工を担う企業	実績とともに本事業との親和性が記載されていること 等
		風車、洋上BOP、陸上変電所のO&Mに係る管理業務を担う企業・組織	実績とともに本事業との親和性が記載されていること 等
	事業の資金計画・収支計画（別紙3）★	資金計画、収支計画の概要	様式で記載を求めている項目について、根拠とともに適切な経費等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること、専門家による適切性が確認されていること 等
		費用項目の妥当性	調査設計費用、建設費用、資機材調達費用、運用維持費用等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		感度分析とLLCR改善に向けた対策	事業収入減少、CAPEX増加、OPEX増加に対応した感度分析が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		資金調達能力の確認	自己資本や外部資本の調達について、調達の蓋然性が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等

Ⅱ．より精緻な事業実現性の採点

評価項目	対応別紙	評価要素の例	主なチェック項目の例
事業計画の実行面 (25点)	占用の区域及び配置 計画（別紙４）★	発電設備の配置	発電設備の配置やレイアウトが根拠を持ったコンセプトとともに記載されていること 等
		自然・社会的要因の区域や海底地盤等の考慮	航路、港湾、漁業区域、海底地盤の影響等の制約を考慮し、これらの制約を踏まえた配置を計画していること 等
		風車配置、ケーブルルート、陸揚げ点、自営線等の検討内容と今後の計画	各要素について、どのように配置やレイアウトを確定していくのか等のプロセスが根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		予測される発電量の記載と根拠	各種ロス等が適切に考慮され、発電量が根拠とともに適切に計算され、記載されていること 等
	運転開始までのスケジュール（別紙５）★	主要なマイルストーンの記載	全体像として主要なマイルストーン及びクリティカルパスが明示された事業全体の概略工程表が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		海底地盤調査、WF認証、環境アセス、関係者との協議等に係るスケジュール	各プロセスを達成するために必要なマイルストーンが把握され、適切な作業期間等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		最終投資決定等に関するスケジュール	最終投資決定やファイナンスクローズ、工事計画届等に関する主要なマイルストーンが根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		各コントラクター・サプライヤーの選定・契約に関わるスケジュール	建設業法等の関係法令を遵守した上で、主要なコントラクターとどのように交渉していくのか等の主要なマイルストーンが根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
	海洋再生可能エネルギー発電設備の構造（別紙６）★	風車、基礎構造物タイプ、海底ケーブル等の選定の背景	各要素の選定理由が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		風車、基礎構造物タイプ、海底ケーブル等の仕様や設計	各要素における仕様や設計プロセス、必要な各種解析等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		風車、基礎構造物タイプ、海底ケーブル等の技術的特徴	各要素における、技術的な特徴（使用される部材や資機材等）が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		調整力の確保や系統混雑の緩和に資する取組	想定される取組について根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等

Ⅱ．より精緻な事業実現性の採点

評価項目	対応別紙	評価要素の例	主なチェック項目の例
事業計画の実行面 (続き)	施工計画（別紙7） ★	工事概要、現場組織等	工事の全体像やそれを担う現場組織について記載されていること 等
		主要船舶	風車施工、基礎施工、海底ケーブル敷設等の各工事プロセスで必要となる船舶について、その確保の蓋然性等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		施工方法	風車、基礎構造物、海底ケーブル等の具体的な施工方法とその妥当性等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		施工段階における安全衛生等に関する事項	工事現場における安全衛生に関する事項が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
	工事の工程（別紙8）★	工事工程の作成方法	各工事に要する所要時間等を適切に見積もった上で、工事工程を作成していること 等
		基地港での準備工工程	洋上施工等を行う前に行う基地港での具体的な準備工程が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		風車、基礎構造物、海底ケーブル等の工事工程	各要素における工事の所要時間等を適切に見積もった上で、作業条件や荒天待機などを織り込んだ工事工程が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
	運転開始以降のスケジュール（別紙9） ★	主要なマイルストーンの記載	全体像として主要なマイルストーンが根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		重要なタスクの特定	運転開始後に必要な環境影響評価や漁業影響評価等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
	運転及び維持管理計画（別紙10）★	運転及び維持管理の全体方針	O&Mの体制や人員、施設、必要なシステム等が適切に計画・特定され、その必要性等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		定期点検等	風車発電機、基礎構造物、海底ケーブル等の定期点検や異常時の点検、対応が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		運転維持管理段階における安全衛生等に関する事項	運転維持管理における安全衛生に関する事項が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		周辺環境保全への配慮	運転開始後の環境影響評価や周辺環境保全に関する管理体制等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等

Ⅱ．より精緻な事業実現性の採点

評価項目	対応別紙	評価要素の例	主なチェック項目の例
事業計画の実行面 （続き）	海洋再生可能エネルギー発電設備の撤去の方法（別紙11）★	撤去方法	撤去の具体的な方法やスケジュール等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		撤去費用	撤去費用の算出方法及びその確保方法が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
電力安定供給・サプライチェーン形成（25点）	電力安定供給・サプライチェーン形成（別紙12）★	サプライチェーン形成に関する全体方針	発電事業者として注力する取組内容や故障時の影響最小化方針等が根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
		調達する各部品の調達先候補	各種部品におけるメインとなるサプライヤー及びサブサプライヤーの候補が候補となり得る証憑とともに記載されていること 等
		保管や再調達に関する分析、評価等	具体的な調達リードタイム等が根拠とともに示され、それらを踏まえた適切な予備品に関する計画が記載されていること 等
		メンテナンス人材の適切な確保	人材確保の具体的な方法や人材育成プランが根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
関係行政機関の長等との調整能力（10点）	関係行政機関の長等との調整能力（別紙13）	調整を行うための体制等	調整を行う責任者等が具体的に配置され、調整内容が具体的に特定されていること 等
		調整実績	過去の行政機関の長等との調整実績が、記載されていること 等
周辺航路、漁業等との協調、共生（10点）	周辺航路、漁業等との協調、共生（別紙14）	地元関係者の理解獲得に向けた方針	地元関係者との対話方針や体制等が具体的に記載されていること 等
		協議会意見とりまとめ等への対応	協議会意見とりまとめ等に記載されている内容を明確に理解し、それらを踏まえた漁業振興策や地域振興策を計画していること 等
地域への経済波及効果（10点）	地域経済への波及効果（別紙15）	インプット数値の正確性	別紙3や財務三表等に記載されている数値との整合性が説明され、産業連関分析ファイルに適切にデータが入力されていること 等
		地域への影響	地域への投資や、投資を通じた地域課題解決への寄与等について、根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等
国内への経済波及効果（10点）	国内経済への波及効果（別紙15）	インプット数値の正確性	別紙3や財務三表等に記載されている数値との整合性が説明され、産業連関分析ファイルに適切にデータが入力されていること 等
		国内への投資	国内企業の新規参入や、国内サプライチェーンへの寄与等について、根拠とともに適切に検討され、記載されていること 等

Ⅲ. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保

- 第2・第3ラウンドにおいては、2030年エネルギーミックス等の政策目標に資する計画を評価するため、基地港湾の利用可能期間等を踏まえ、2030年度末を0点、基礎設置・風車据付等の標準的な海上施工期間等を基に想定される最速の運転開始時期（基地港湾の利用開始後2年9ヶ月目）から、更なる事業者の創意工夫（6ヶ月）を考慮した時期を満点（20点）として段階的に評価する迅速性評価を採用。
- 昨年の合同会議において、世界的なサプライチェーンの逼迫やインフレ等により事業環境が変化したことを踏まえ、事業者が迅速性を確保しつつ、確実に事業を実施できるよう、港湾の利用期間ではなく、第2ラウンドの全公募参加者の運転開始までの平均期間等を踏まえ、5年6ヶ月を満点（20点）として、開発期間に応じて減点していく段階評価とすることとした。また、階段の幅を長くすればするほど、階段毎の点差を大きくすればするほど、事業者は実現可能性に乏しい事業計画を策定してでも多くの点数を得ようとする傾向が高まること等の理由から、階段幅の短い緩やかな階段形状とすることとした。
- しかし、第1ラウンドの撤退の要因分析のとおり、国内サプライチェーンの構築が十分でなく、風車等の設計や調達に時間を要するほか、特殊施工船の需給ひっ迫リスクが顕在化している現時点においては、迅速性よりも事業の完遂をより重視する必要がある。迅速性評価が満点となる運転開始時期を設定した場合、事業者は実現可能性に乏しいスケジュールを組んでも迅速性評価を高めようとする可能性があり、実際に第3ラウンドでは全公募参加者が満点となる運転開始時期を提案した。
- そこで、こうした実現可能性に乏しいスケジュールの提案を防止する観点から、迅速性評価点の満点を20点から10点に引き下げた上で、各公募参加者が提案する建設期間（選定から運転開始までの期間）に応じた相対評価に見直してはどうか。
- また、第2・第3ラウンドに引き続き、迅速性の評価に当たっては事業計画の実現性を十分考慮するため、事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割未満の場合は0点とし、5割以上の場合は配点に対する同合計点の比率を迅速性評価の素点に乗じた値を迅速性評価点とする下記の算定式としてはどうか。

$$\text{迅速性評価点} = \text{満点10点} \times \underbrace{\frac{\text{公募参加者の最速建設期間} \times}{\text{提案者の建設期間}}}_{\text{素点}} \times \frac{\text{事業計画の基盤面・実行面の合計点}}{\text{配点45点}}$$

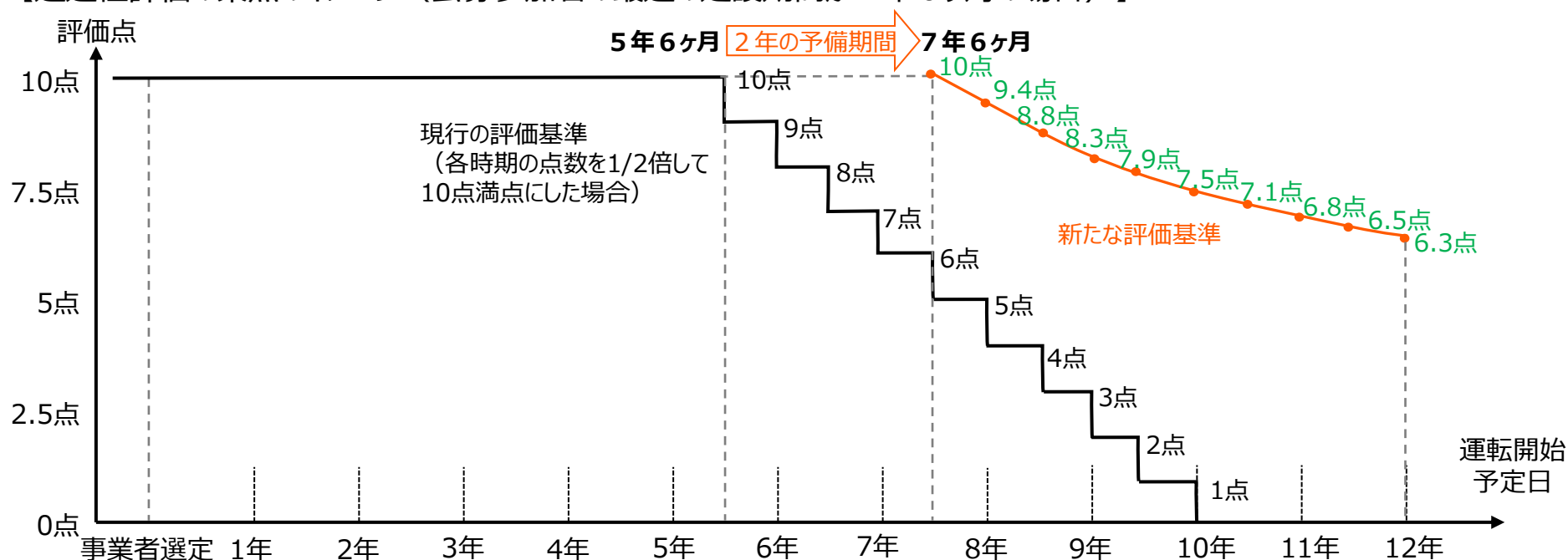
素点

※事業計画の基盤面・実行面の合計点が5割を超える者の最速建設期間

Ⅲ. 迅速性の配点の引下げとスケジュールの柔軟性の確保

- また、第1ラウンドの事業撤退の要因分析において、事業環境の課題として風車メーカーやサプライヤー等との価格交渉力の確保のしづらさが挙げられたが、第2・第3ラウンドにおいても、**年単位の遅延が通常見込まれる風車メーカー等の変更が可能なだけの予備期間を設けたスケジュールにはなっておらず**、特に当該変更により迅速性評価が下がる場合、**計画変更の認定に当たっては慎重な判断が必要**となる。
- そこで、**風車メーカーやサプライヤーとの価格交渉力を確保させる観点**から、スケジュールが年単位で遅延する計画変更も可能な柔軟性を確保した計画とするため、通常の工程で想定される運転開始時期に**2年間の予備期間を設ける**こととしてはどうか。
- 例えば、通常の工程で想定した運転開始時期が現行の評価基準で満点となる5年6ヶ月だった場合、公募占用計画に記載する運転開始時期は2年の予備期間を加えて7年6ヶ月となる。
- ある海域において、最も早い運転開始時期を設定した事業者が上記のように7年6ヶ月の場合、他の事業者の運転開始時期に応じた素点は以下のとおりとなる。

【迅速性評価の素点のイメージ（公募参加者の最速の建設期間が7年6ヶ月の場合）】

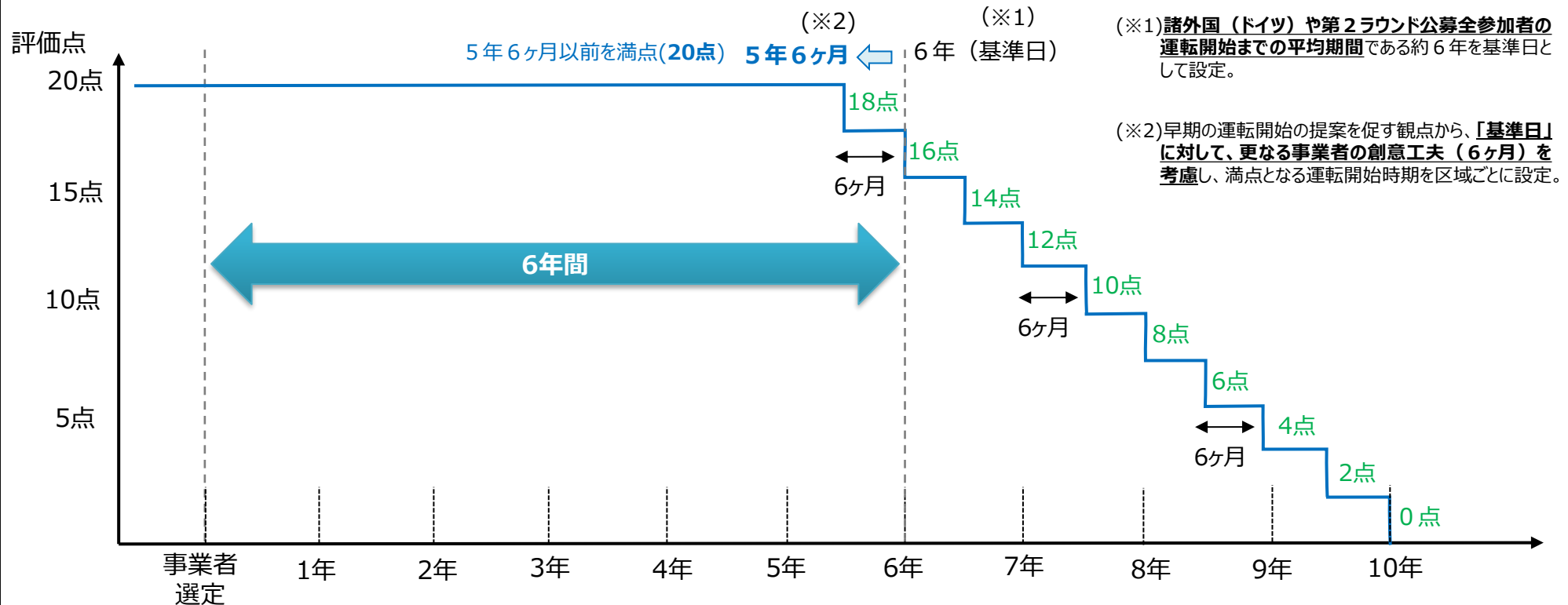


I. ①迅速性評価についての考え方

【迅速性評価についての考え方（案）】

- 諸外国（ドイツ）及び迅速性を求めた第2ラウンド公募全参加者の運転開始までの平均期間である約6年を基準日とし、そこから更なる事業者の創意工夫（6ヶ月）を考慮した期間である5年6ヶ月を満点（20点）とする。また、階段の幅（期間）や階段毎の点差については、半年毎、2点減点とする。
- 本方針は、各海域共通の方針とする。

※本迅速性評価の中で評価できないことが明らかである場合には（運転開始まで10年以上かかることが自明である場合など）、迅速性評価の考え方を必要に応じて見直す。



IV. 適切な供給価格での入札がされる価格点の設計（総論）

- 第2・第3ラウンドにおいては、以下の式により価格点を算定した。当該算定式は、最低供給価格の提案者と次点の提案者の価格差が同じであっても、最低供給価格が低くなるほど、供給価格点の差が大きくなる特徴があり、**1事業者でもゼロプレミアム水準（3円/kWh）での入札があった場合には、事実上、他の事業者もゼロプレミアム水準で入札しなければ落札できない仕組み**となっていた。

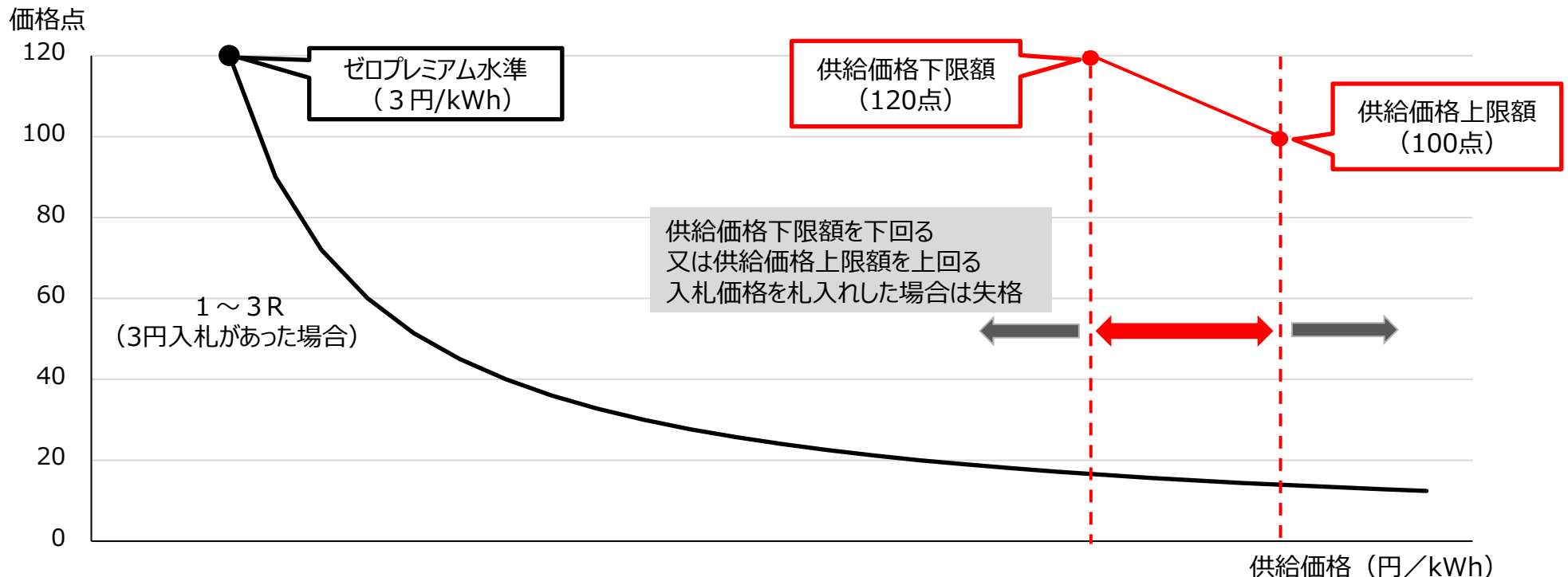
供給価格点 = (公募参加者の最低供給価格 / 提案者の供給価格) × 120点

- 昨年の合同会議においては、**洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点**から、ゼロプレミアム水準より高い供給価格であっても、一定程度安価な入札であれば国民負担の抑制効果が生じ得るという点を踏まえ、**収入・費用の変動といった環境変化に対しても強靱な事業組成が促されるよう、価格評価点のあり方の見直し**を行った。具体的には、過去3年間の風力発電プロファイル市場価格（全国値）の平均値を準ゼロプレミアム水準として設定し、ゼロプレミアム水準での入札があった場合でも、**事業実現性評価の点数によっては準ゼロプレミアム水準で入札した事業者が落札可能となるよう**、第2ラウンドにおける選定事業者と次点事業者の事業実現性評価点の点差の平均値である約16点を120点から引いた**104点**を価格点とした。
- しかし、第1ラウンドの撤退の要因分析によれば、世界的なインフレ等による大幅なコスト増加が生じていることに加え、それを賄うだけの高額な価格水準で長期PPAを締結できるオフテイカーの確保は困難と考えられることから、**事業の完遂のためには、適切な供給価格での入札がされるよう価格点の設計を見直すことが不可欠**である。
- そこで、**事業完遂のために必要と考えられる水準を前提とした上で、事業者が現実的な創意工夫を講じた場合の価格水準**として、新たに**供給価格下限額を設定する**。
- また、調達価格等算定委員会においては、電源共通の考え方として、自立化に向けた取組がなされ、特に効率的に事業が実施された場合においても、**足下のコストデータ等の上昇が見られることを確認した上で、上昇分については適切に基準価格等へ反映することとしている**ところ、次回以降の公募における**供給価格上限額についても、同様の方針の下で算定がなされる見込み**である。供給価格上限額での入札に対しても一定の価格点を与えるとともに、その点数については、**事業実現性評価点によっては、その差が価格点の差よりも大きくなり得るような点数**としてはどうか。
- なお、昨年の合同会議及び調達価格等算定委員会において、**投資額が大きく、総事業期間も長期間となる洋上風力への電源投資を確実に完遂させる観点**から、FIP制度における基準価格を物価変動に連動させ、民間事業者のみでは取り切れないリスクの一部を制度側で、国民負担に中立的な形で引き受けるべく導入することとした**価格調整スキーム**については、引き続き**次の公募から適用すること**としたい。

IV. 適切な供給価格での入札がされる価格点の設計（詳細）

- 具体的には、調達価格等算定委員会の意見を尊重して設定される**供給価格上限額に対し、事業者の現実的な創意工夫を織り込んだ価格を供給価格下限額として設定**し、供給価格上限額を上回る入札価格を札入れした場合と同様に、**供給価格下限額を下回る入札価格を札入れした場合は失格**としてどうか。
- 現実的な創意工夫による効果は、今後、洋上風力の産業基盤や長期PPA市場の成熟に伴って、運転期間の延長等による発電コストの更なる低減や長期PPAの締結先の確保等が可能となると見込まれることを踏まえ、**各公募占用指針において、その時点の事業環境に応じて設定すること**としてどうか。
- また、価格点については、供給価格下限額での入札に対しては満点（120点）を与える。**供給価格上限額での入札に対して付与する価格点は、各公募占用指針において、その時点の事業環境に応じて設定すること**とし、例えば黎明期である現時点では**100点**を与えてはどうか。

※事業実現性では、迅速性(10点)+高度な基準(55点)=65点で差がつきやすく、最大20点の価格点の差よりも大きくなり得る。



IV. 価格評価点のあり方について

- 供給価格点評価は、技術革新とコスト低減が日進月歩で進んでいることを踏まえ、**最低供給価格を提案した事業者を基本として以下の算定式により評価**している。当該算定式は、最低供給価格の提案者と次点の提案者の価格差が同じであっても、**最低供給価格が低くなるほど、供給価格点差が大きくなる特徴**がある。
$$\text{供給価格点} = (\text{公募参加者の最低供給価格} / \text{提案者の供給価格}) \times 120 \text{点}$$
- 当該算定式では、例えばゼロプレミアム水準（3 円/kWh）での入札があった場合、次点の事業者が仮にプレミアム収入の生じない参照価格以下である 9 円/kWh で入札しても、その点差は 80 点となり、**事業実現性評価（120点）で挽回が困難となるレベルの点差**となる。このため、**1 事業者でもゼロプレミアム水準での入札があった場合には、事実上、他の事業者もゼロプレミアム水準で入札しなければ落札できない仕組みとなっている**。
- これは、国民の賦課金負担に差が生じないゼロプレミアム水準での入札を促す観点からは有効な仕組みであり、引き続き、制度設計に当たって、**国民負担の抑制は大前提**である。
- その上で、**洋上風力発電への電源投資を確実に完遂させる観点からは、現行のゼロプレミアム水準より高い供給価格であっても、一定程度安価な入札であれば国民負担の抑制効果が生じ得るという点を踏まえ、収入・費用の変動といった環境変化に対しても強靱な事業組成が促されるよう、価格評価点のあり方を見直しを行う**。
- 具体的には、以下の点について検討する。
 1. **プレミアム収入が生じる見込み等を勘案した新たな水準を設定してはどうか。**
 2. **その際、新たな水準を価格点として何点と評価すべきか。**
 3. **新たな水準の前後をどのように評価すべきか。**

IV. 価格評価点のあり方について

1. プレミアム収入が生じる見込み等を勘案した新たな水準（準ゼロプレミアム水準）をどのように決めていくか。その価格をいくらにするか。

- 準ゼロプレミアム水準を検討するにあたっては、直近における卸電力取引市場価格の水準を参照する観点から過去3年間の風力発電プロファイル市場価格（全国値）の平均値とする。
- 具体的には、3年間の平均値は14.94円/kWhとなるが、国民負担をより抑制していく観点から、14円/kWhと切り下げて設定する。

2. 準ゼロプレミアム水準を価格点として何点と評価すべきか。

- ゼロプレミアム水準で入札した事業者と準ゼロプレミアム水準で入札した事業者との競争が生じる環境を作るため、事業実現性評価（120点満点）の点数によっては、準ゼロプレミアム水準で入札した事業者が落札可能となる点差であることが必要。
- この場合、例えば第2ラウンドにおける選定事業者と次点事業者の事業実現性評価点（120点満点への補正前※1）の点差の平均値である約16点に基づき、120点から16点を引いた104点とする※2。

※1 今回の見直しに伴い、価格評価点が120点満点の絶対評価となることから、最高点を得た者を120点に補正することは行わない。このため、事業実現性評価点についても、最高点を得た者を120点に補正することは行わないこととする。

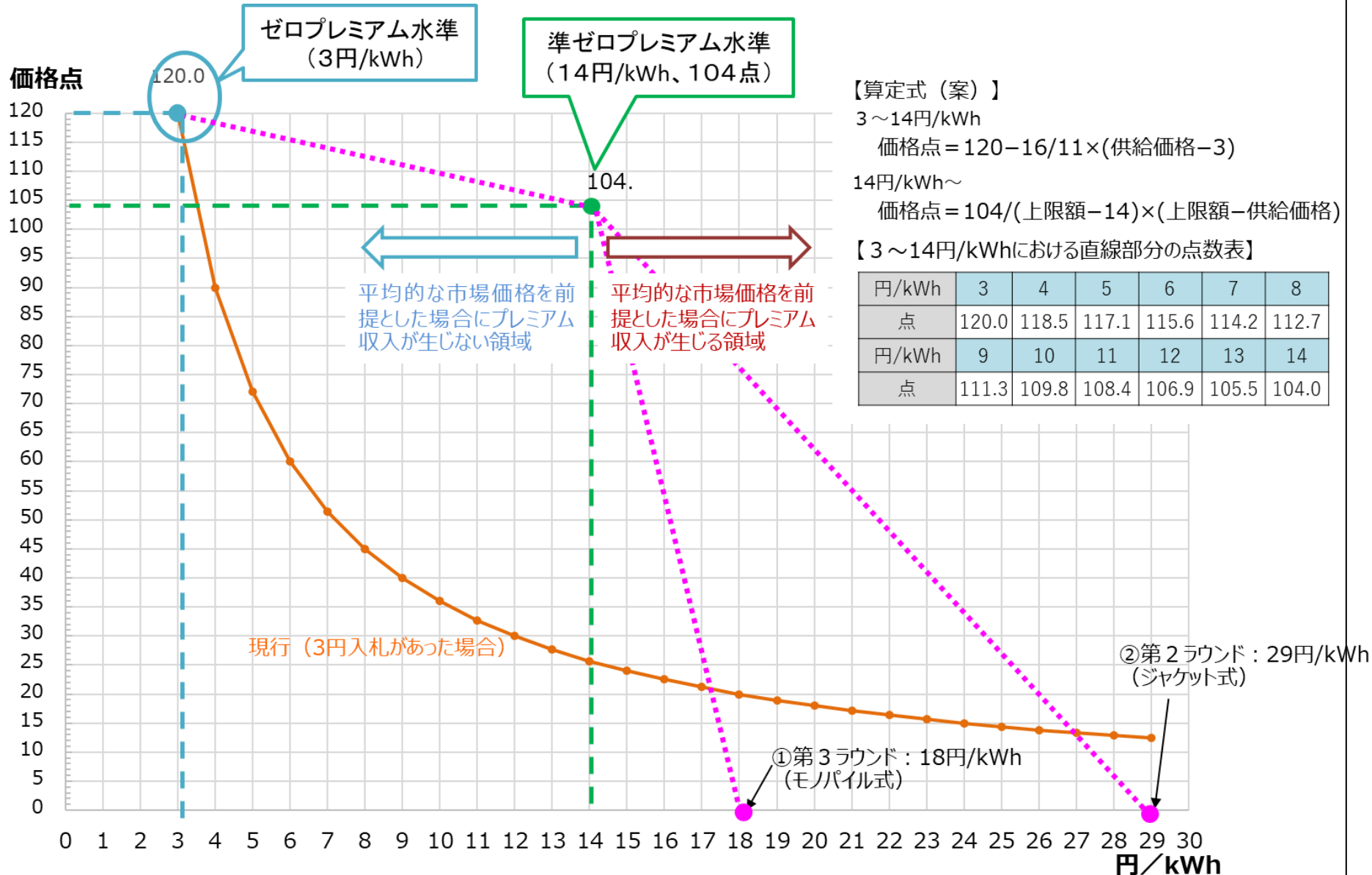
※2 例えば、A事業者はゼロプレ入札により価格点120点、事業評価点が今回リスクシナリオの重点化を行ったうち「資金・収支計画」、「運転開始までの事業計画」、「サプライチェーンの強靱性等」の項目について、「トップランナー」でなく「優れている」の評価であり、それ以外の項目を満点と仮定し、B事業者は準プレ入札により価格点104点、事業評価点が満点だと仮定した場合、総合点は、A事業者が218点、B事業者が224点となり、B事業者が選定事業者となる。

3. 準ゼロプレミアム水準の前後の価格点をどのように評価すべきか。

- ゼロプレミアム水準から準ゼロプレミアム水準までの評価方法については、直線で評価する。
- 準ゼロプレミアム水準から終点までの評価方法については、例えば、再エネ海域利用法に基づく公募占用指針における供給価格上限額を終点とした直線で評価する。（第3ラウンド：18円/kWh（モノパイル式）、第2ラウンド（西海市沖）：29円/kWh（ジャケット式））

※ 準ゼロプレミアム水準を含む価格評価点のあり方については、ラウンドの状況等を踏まえ必要に応じて適宜見直しを行う。

IV. 価格評価点のあり方について



今年度の本委員会の主な論点 (電源横断の論点) (案)

45

1. 自立化に向けた進捗状況とそれを踏まえた支援のあり方

- 昨年度の本委員会においては、電源の特性、導入状況等に応じて、コストダウンのスピードに差異がある点を踏まえ、各再エネ電源の自立化に向けた進捗状況とそれを踏まえた支援のあり方等について御議論いただいた。昨今のインフレによる建設費の上昇等が見られる中でも、引き続き、環境価値が適切に評価される再エネの事業環境整備を図りながら、FIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを目指していくことが重要であることから、昨年度整理された支援のあり方を踏まえ、各電源について別紙の観点から今年度の本委員会において御議論いただくこととしてはどうか。

2. 今後のFIT/FIP制度における価格算定のあり方

- 再エネ特措法に基づく調達価格/基準価格の算定にあたっては、同法第2条の3第2項又は第3条第5項の規定に基づき、再エネ電気の供給が効率的に実施される場合に通常要すると認められる費用等を基礎とし、適正な利潤その他の事情を勘案して定めることとされている。
- 加えて、FIT/FIP制度は、再エネのコスト競争力が他電源と比べてまだ十分ではない段階において、国民負担により価格支援を行うことで導入拡大を図り、導入拡大によるスケールメリット・習熟効果等を通じてコストダウンを実現していく制度である。したがって、FIT/FIP制度の対象となる電源は、将来的にFIT/FIP制度がない状態でも新規の電源投資が進展する状況までコストダウンを実現していくこと、すなわち、再生可能エネルギーの自立化を実現していくことが制度の前提である。
- 昨今のインフレによる建設費等の上昇が見られる中で、足下のコストデータが上昇しているという電源も現れているが、これらの前提を踏まえ、コストデータに上昇が見られる全ての電源について、機械的に一律の想定値の引上げ等を行うのではなく、各電源の特性を考慮しつつ、①自立化に向けた取組がなされているか、②コストデータの上昇について、当該電源の中でも事業が特に効率的に実施されている場合においても生じているものかを確認した上で、総合的に判断しながら足下のコストデータの上昇について適切に調達価格等/基準価格等への反映を行うこととしてはどうか。

3. FIT/FIP制度における入札制度の活用のある方

- 事業用太陽光発電や陸上風力発電においては、入札制度によるコスト低減が実現してきたところであり、直近の入札では、卸電力市場価格を下回る価格での落札が生じており、非FIT/非FIPでの導入も増加する等、FIT/FIP入札への参加件数は減少傾向にある。件数が減少する場合であっても、入札システムの保守・運用費用等の事務コストは一定程度要することが課題。
- 現時点で入札対象となっている各電源について、上限価格や落札価格の水準、入札件数等を踏まえつつ、最大限の再エネ導入拡大という観点から、①入札制度を継続するか、②入札ではなく政府が一律の調達価格/基準価格を設定する方法とするか、御議論いただくこととしてはどうか。

価格調整スキームの取扱い（案）について②

＜a. 価格調整スキームの式＞

- 再エネ海域利用法に基づく第 1 ～ 3 ラウンド公募の自然条件を基に、最新のNEDO着床式洋上風力コストモデルを活用して着床式洋上風力発電のコスト構成を試算すると、**資本費と運転維持費の比率は 7 : 3**であった※。事業費の大半を資本費が占めることから、**資材価格等の変動が事業撤退リスクに直結**し得ることを踏まえ、関係審議会における議論に基づき、**物価変動率は、資本費部分に相当する基準価格の 7 / 10 に連動させる**こととしてはどうか。また、インフレの場合と同じ方式により、**デフレの場合にも基準価格を物価変動に連動させる**こととしてはどうか。
- ※15MW風車を用いた、500MWのウインドファーム（第 1 ～ 3 ラウンドの平均）を想定。資本費と運転維持費の比を算出するに当たっては、コスト検証WGを参考に、割引率 3 % で運転維持費を割り引いて現在価値を算出。
- また、**物価変動率の算定にあたり、参照する物価指数や係数の設定**については、関係審議会において、洋上風力発電における**資本費に占める割合の大きい風車、施工、基礎、ケーブル費用に関する物価指数を考慮し、同資本費に占める割合を係数として設定**することが議論されたことも踏まえ、下記の**物価指数で設定し、割合については、第 1 ～ 3 ラウンド公募の自然条件を基に、最新の NEDO着床式洋上風力コストモデルを活用して試算した下表の値を設定**することとしてはどうか。

第27回洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会（2024年10月10日）
事務局資料より一部抜粋・修正

＜資本費の構成＞				備考
費目	費用 [万円/kW]	割合	参照する物価指数	
風車	22.84	55%	【日銀】国内企業物価指数(鉄鋼) 【厚労省】毎月勤労統計調査 現金給与総額 季節調整済指数及び増減率－就業形態計(5 人以上)(製造業) 【日銀】国内企業物価指数(産業用電気機器) 【日銀】国内企業物価指数(A重油/B重油・C重油)	- 風車の費用としては、材料費、労務費、その他製造にかかる費用(製造費、燃料費)に大別でき、これらのコストを1 : 1 : 1 : 1と捉える。 - 風車の素材の大半は鉄鋼であるため、材料費は鉄鋼価格の指数を、労務費は製造業の人件費の指数を、その他製造にかかる費用は製造費や輸送費であるため、産業用電気機器と船舶燃料である重油の価格指数を使用する。重油について、洋上施工等で使用する船舶の燃料には、A重油もC重油も使用されるため、「A重油」及び「B重油・C重油」の平均を使用する。
施工	13.24	32%	【国交省】建設工事費デフレーター(港湾・漁港) 【国交省】建設工事費デフレーター(電力)	- 施工の費用としては、洋上施工、陸上施工にかかる費用に大別でき、これらのコストを5 : 3と捉える。 - 建設工事費デフレーターの工事種類の項目として、住宅、道路、鉄道、空港、港湾・漁港、電力等があるが、洋上施工については、洋上施工費に一番近い港湾・漁港での建設工事費の指数を使用する。 - 陸上施工については、陸上施工費に一番近い電力に関する建設工事費の指数を使用する。
基礎	2.39	6%	【日銀】国内企業物価指数(鉄鋼)	基礎の費用は鋼材価格をベースに算出されており、基礎の素材の大半は鉄鋼であるため、鉄鋼価格の指数を使用する。
アレイケーブル・ エクスポートケーブル	1.97	5%	【日銀】国内企業物価指数(電力・通信用メタルケーブル)	現状、洋上用電力ケーブルのみを参照する指数はないため、電力ケーブルを含んだ電力・通信用メタルケーブル価格の指数を使用する。
変電所	0.69	2%	—	—
港湾	0.05	0%	—	—

※風車については、為替の変動を考慮し、円/ユーロの為替レート（外国為替及び外国貿易法に基づく外国為替相場）を物価指数に乗じる。但し、為替の影響が既に織り込まれている燃料費については、為替を考慮しない。

価格調整スキームの取扱い（案）について③

＜b. 物価変動率の算出時に参照する物価指数＞

- 再エネ海域利用法に基づく公募の参加者は、見積りにより公募占用計画に記載する供給価格を決定しているが、見積り時点（公募参加時点）において、洋上風力発電設備の調達・施工に要する費用が確定しているものではなく、一般的には、洋上工事開始前に、主な調達・施工に必要な契約が締結され、その時点で調達・施工に要する費用が概ね確定するため、見積りから洋上工事開始前までの物価変動が、調達・施工に要する費用に大きく影響する。
- こうした状況を踏まえ、基準価格に連動させる物価変動率の算定に必要な変動前物価指数と変動後物価指数は、関係審議会における議論を踏まえ、以下の期間における物価指数とその割合（前頁参照）の加重平均を用いて設定してはどうか。

＜変動前物価指数＞

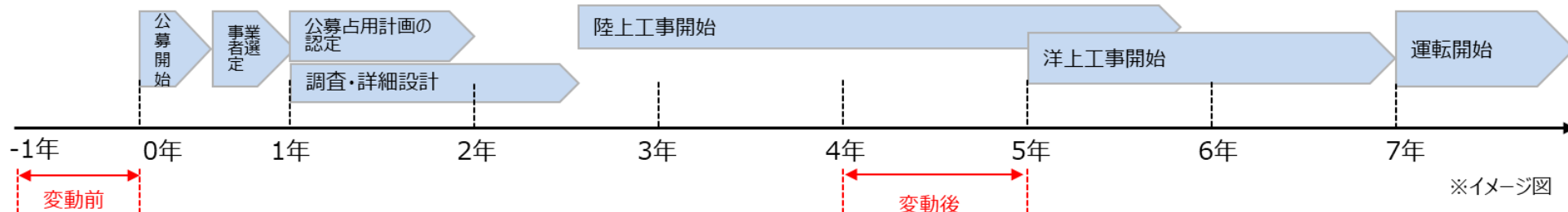
- ・ 公募開始日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照。

＜変動後物価指数＞

- ・ 公募占用計画に記載された洋上工事に係る（電事法第48条に規定する）工事計画の届出予定日の属する月の直前の1年間における物価水準を参照。

※ 公募占用計画に記載された届出予定日を基準日とすることから、契約締結や売電開始のタイミングを基準日として価格調整を行うこととした場合と異なり、公募後に、価格調整の基準日が恣意的に調整されることはない。

第28回洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会（2024年10月28日）
事務局資料より一部抜粋・修正

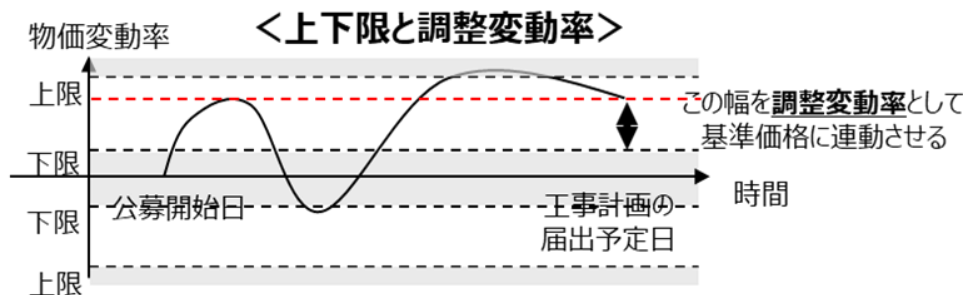


価格調整スキームの取扱い（案）について④

<c. 物価変動率の上下限と、IRRの設定>

- 価格調整スキームは、民間事業者のみでは取り切れない物価変動リスクを、制度側で、国民負担には中立的な形で引き受けるという点が原則であり、過大な国民負担の抑制という観点からは、関係審議会における議論に基づき、下記の点を踏まえて措置する必要があるのではないかと。
- 物価変動率の上限を設定し、上限以上の物価変動が生じた場合も、基準価格に連動させるのは当該上限の割合までとすること。
- 民間事業者による適切なリスク評価・リスク分担、契約や調達などにおける再エネ発電事業者自身の創意工夫を促す観点から、民間事業者のみで対応可能な物価変動リスクとして物価変動率の下限を設定すること。
- 物価変動率が、設定した上限から下限の間である場合、基準価格に連動させる調整変動率は、変動前物価指数と変動後物価指数の比により算出した物価変動率から、下限の割合を減じた割合とすること。
- 物価変動リスクを制度側で引き受ける価格調整スキームの導入により、事業者が必要なリスクプレミアムが低下することから、IRRの設定を見直すこと。

第29回洋上風力促進WG・洋上風力促進小委員会（2024年11月12日）事務局資料より下図を抜粋・一部修正(青字)



<基準価格に乗じる物価変動条項>

物価変動条項 = CAPEX比率 × 調整変動率

$$= \frac{7}{10} \times \left[\min(\text{上限}, \frac{\text{変動後物価指数}}{\text{変動前物価指数}}) - \text{下限} \right]$$

V. 落札制限の適用

- 第1ラウンドの3海域（秋田2海域と銚子沖）において、同一の事業者が全海域を落札したことを受け、第2ラウンドにおいては、国内の洋上風力産業が黎明期にあることを踏まえ、多数の事業者へ参入機会を与える観点から、**公募参加者1者あたり1GWまでとする落札制限**を設けた。一方、第3ラウンドにおいては、全2海域の系統容量の合計が1.1GWであったことから、落札制限は適用しないこととした。
 - 今般、事業環境の変化等による建設費用の増加等により、第1ラウンドの撤退が生じたことを踏まえれば、今後、**サプライチェーンの構築や発電事業者によるノウハウの蓄積等により、コストを低減していくことが必要であり、そのためには多数の事業者へ参入機会を与える必要がある。**
 - そのため、次回以降の当面の公募においても、第2ラウンドと同様に、**落札については公募参加者1者あたり1GWまでとする落札制限を適用することとする。**具体的なルールは以下のとおり。
 - (i) **1つの公募において、一定規模の複数区域について公募する場合、公募参加者の1者あたりの落札制限として、1GWの基準**を設ける。この場合、公募参加者1者が選定された促進区域の系統容量合計が1GW以上となった場合、落札上限に達したと判断し、当該参加者による、残る応札海域の応札提案は無効とする。
 - (ii) 複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一性があると判断する。
 - (iii) 各区域ごとに、まずは、事業実現性評価と価格評価を実施し、各区域ごとにこれら評価の合計点が最も高い者を選定。その上で、複数区域において、同一の公募参加者が選定され、当該区域に関する系統容量の合計が一定規模となる場合、当該公募参加者には、
 - ① **次点の公募参加者との点差が大きな区域を優先して1GWとなるまで割り当てる（※1, 2, 3）。**
 - ② **①で優先順位が決まらない場合（点差が同じ場合）は、系統容量の大きな区域を優先して割り当てる。**
- ※1 ただし、割当量が1GWを超える場合は、設備容量の過積載を考慮して、最後に加算する系統容量を除いた合計値が0.9GW以上となる場合、最後に加算した当該海域についての応札提案は無効とする。
- ※2 各海域間の系統容量に大きな差がある場合には、次点の者との点差で決まる海域の割り当て順によって落札できる容量が大きく変動するため、公平性や事業者の予見可能性の観点から留意が必要。
- ※3 異なる海域同士で評価点差の比較を行うことから、各海域を同一の評価軸で評価すべきことに留意が必要。

公募プロセスの見直しの方向性

3. 複数区域同時公募時の落札制限

- (1) 国外の洋上風力発電に係る公募では、落札制限（区域数や設備容量）を実施しているケースあり。国内の洋上風力産業が黎明期にあることから、多数の事業者へ参入機会を与える観点から、多数の区域において公募を実施する際の基本的な考え方は以下のとおりとする。
- (2) 基本的には、（多数の事業者に公募に参画いただく競争環境を維持するため）応札段階では入札数に制限をかけず、落札数に制限を設けることとする。但し、同時に公募する区域数や出力規模を踏まえて公募毎に適用有無等を検討する。
- (3) 制限を設ける場合は、①効率的なサプライチェーン形成の阻害とならないよう一定の規模を確保することや、②事業実現性と価格評価が著しく劣る事業者が選定されることがないような制度とする必要。また、③談合を防ぐ観点から、SPC、コンソーシアムによる公募参加にあたって一定の制限を設けることとする。
- (4) 具体的には、以下の考え方とする。
- (i) 1つの公募において、一定規模の複数区域について公募する場合、公募参加者の1者あたりの落札制限として、例えば1GWの基準を設ける。この場合、公募参加者1者が選定された促進区域の系統容量合計が1GW以上となった場合、落札上限に達したと判断し、当該参加者による、残る応札海域の応札提案は無効とする。
 - (ii) 複数区域に応札する場合の公募参加者の同一性の判断について、共通するコンソーシアム・SPCの構成員の合計議決権比率（共通する構成員が一者の場合は当該者の議決権比率）が1/2超の場合は同一性があると判断する。
 - (iii) 各区域ごとに、まずは、事業実現性評価と価格評価を実施し、各区域ごとにこれら評価の合計点が最も高い者を選定。
その上で、複数区域において、同一の公募参加者が選定され、当該区域に関する系統容量の合計が一定規模となる場合、当該公募参加者には、
 - ① 次点の公募参加者との点差が大きな区域を優先して1GWとなるまで割り当てる（※1, 2, 3）。
 - ② ①で優先順位が決まらない場合（点差が同じ場合）は、系統容量の大きな区域を優先して割り当てる。
- ※1 ただし、割当量が1GWを超える場合は、設備容量の過積載を考慮して、最後に加算する系統容量を除いた合計値が0.9GW以上となる場合、最後に加算した当該海域についての応札提案は無効とする。
- ※2 各海域間の系統容量に大きな差がある場合には、次点の者との点差で決まる海域の割り当て順によって落札できる容量が大きく変動するため、公平性や事業者の予見可能性の観点から留意が必要。
- ※3 異なる海域同士で評価点差の比較を行うことから、各海域を同一の評価軸で評価すべきことに留意が必要。
- (5) 落札制限の対象とする公募は、現時点では、今年度に公募を予定している秋田県八峰町・能代市沖、秋田県男鹿市・潟上市・秋田市沖、新潟県村上市・胎内市沖、長崎県西海市江島沖のみとする。2023年度の公募においては、区域の合計系統容量が1GWを大きく超える場合は、今年度の公募の結果も踏まえ落札制限の適用を検討する。

(参考) 第2ラウンドにおける落札制限

第16回洋上WG合同会議（2022/10/14）資料3より抜粋

(参考) 複数区域同時公募時の落札制限のイメージ

【次点との点数差が大きい区域から1GW上限まで割当て際の流れ】

	区域A (0.7GW)		区域B (0.5GW)		区域C (0.3GW)	
	事業実現性評価	価格評価	事業実現性評価	価格評価	事業実現性評価	価格評価
コンソーシアムα	110	合計230	100	合計220	95	合計215
コンソーシアムβ	100	合計200	100	合計210	—	—
コンソーシアムγ	90	80	105	70	—	—

【コンソーシアム・SPCの同一性判断事例】

【事例1】

共通する構成員：
A・B（100%）
⇒同一コンソ

海域①
コンソーシアムα ・構成員A（51%） ・構成員B（49%）

海域②
コンソーシアムβ ・構成員A（49%） ・構成員B（51%）

【事例2】

共通する構成員：
A・B・C（100%・70%）
⇒同一コンソ

海域①
コンソーシアムα ・構成員A（40%） ・構成員B（30%） ・構成員C（30%）

海域②
コンソーシアムβ ・構成員A（30%） ・構成員B（15%） ・構成員C（25%） ・構成員D（30%）

【事例3】

共通する構成員：
A（70%・60%）
⇒同一コンソ

海域①
コンソーシアムα ・構成員A（70%） ・構成員B（20%） ・構成員C（10%）

海域②
コンソーシアムβ ・構成員A（60%） ・構成員D（40%）

【事例4】

共通する構成員：
A（50%・50%）
⇒同一コンソではない

海域①
コンソーシアムα ・構成員A（50%） ・構成員B（30%） ・構成員C（20%）

海域②
コンソーシアムβ ・構成員A（50%） ・構成員D（25%） ・構成員E（25%）

備考1：会社法で親子会社と定義される構成員については同一の構成員として判断を行う。

備考2：構成員にSPCがいる場合は、同一性の判断の対象は当該SPCの構成員とする。

VI. 選定事業者が撤退した際のルール設定

1. 今後の公募の参加資格停止について

- 第1～3ラウンドの公募占用指針においては、事業の実施に当たって遵守事項に違反した場合、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがあると規定している。（次頁上段 第5章）
 - 参加資格停止となる期間について、第2ラウンド以降の公募占用指針においては、当該ラウンドの公募参加資格について、公募占用計画の認定の取消しを受け、現に参加資格を認めないこととされている者の参加を認めないこととしている。その上で、公募参加停止期間を、公共工事における指名停止期間（中央公契連モデル）を準用し、不正行為等の内容や関係法令違反の有無に応じて個別事案ごとに設定することとなっている。ただし、公募参加資格停止期間中に公募が行われなかった場合、当該期間終了後の最初の公募は参加できないこととしている。（次頁下段 別添4）
 - しかし、再エネ海域利用法に基づく公募は、公共工事と異なり、これまで1年に2ラウンド以上行われたことがなく、選定事業者が撤退した時点では、その後の公募スケジュールが明確でない可能性もあり得ることから、参加資格停止の期間を明示することの意味は乏しい。
 - このため、今後、選定事業者が撤退した場合には、参加資格停止の期間を定量的に定めることはせず、その後初めて事業者選定が行われる公募（撤退時点で公募が開始しているものも含む。）に参加できないこととしてはどうか。
 - また、参加資格停止の対象となる事業者について、第1～3ラウンドの公募占用指針においては、選定事業者（SPCの場合は、公募占用計画に構成員として記載された者を含む。以下同じ。）としている。（次頁上段 第10章）
 - しかし、選定事業者に限る場合、その親会社や、当該親会社の選定事業者以外の子会社は次回の公募に参加できるとなり、選定事業者と当該親会社等の間で人員の異動が容易であることなどを踏まえれば、参加資格停止のペナルティの効果が限定的となる。
 - このため、今後実施する公募の選定事業者が撤退した場合の参加資格停止の対象には、選定事業者だけでなく、選定事業者の親会社や、当該親会社の選定事業者以外の子会社も含めるなど現行以上の規律を検討してはどうか。
- ※ただし、既に公募実施済みの第1～3ラウンドの事業については、入札時に上記の整理がされていなかったことから、参加資格停止の対象は選定事業者のみとする。

(参考) 公募への参加停止措置に係る参照規定

第1ラウンド(秋田県能代市、三種町及び男鹿市沖、秋田県由利本荘市沖、千葉県銚子市沖) 公募占用指針(抄)

第5章 公募参加のための手続

(1) 公募の参加者の資格に関する基準(法第13条第2項第5号)

2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等

なお、下記の遵守事項に違反した場合、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消されることがある。また、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがある。

iv) 関係法令、基準及び本公募占用指針に記載された事項並びに認定を受けた公募占用計画に従って事業を実施すること。また、本公募占用指針(別添4)公募参加資格3(3)イ、ウ、オを除く。)に掲げる事項については、公募占用計画の認定の有効期間中にわたってこれを継続すること

第10章 (3) その他の留意事項

10) 次のいずれかに該当する場合には、今後、一定の期間、法に基づく公募(本促進区域以外の海域に係る公募も含む。以下同じ。)への参加を認めないこととする(選定事業者がコンソーシアム又はSPCの場合、コンソーシアム又はSPCの構成員も含めて、一定の期間公募への参加を認めないこととする。)。

i) 法第21条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者

第2、3ラウンド 公募占用指針(抄)

第5章 (1) 2) 公募参加及び事業の実施に当たって遵守すべき事項等

なお、下記の遵守事項に違反した場合、その応募が無効と扱われ、又は選定事業者としての選定が取り消されることがある。また、(別添4)で定めるところにより、他の促進区域での公募への参加を一定期間認めないことがある。

(別添4) 公募参加資格

本公募の参加資格は、以下1から3の要件を全て満たすこととする。

3 申請者が、公募占用計画の受付期限の日から選定結果公表の日までの期間に、次のいずれにも該当しない者であること(公募参加者がコンソーシアムであるときは、その構成員の全てが該当しないこと)

(3) 次のいずれかに該当する者

キ 次のいずれかに該当するとして経済産業省及び国土交通省から現に参加資格を認めないこととされている者

(ア) 法第21条に基づき経済産業大臣及び国土交通大臣に公募占用計画の認定の取消しを受けた者

(公募への参加を認めない期間について)

・上記(3)キ(ア)～(カ)に該当する者に対して適用される法に基づく公募への参加を認めない期間(以下「公募参加停止期間」という。)については、公共工事における指名停止期間(工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公契連モデル)を準用し、不正行為等の内容、関係法令違反の有無に応じて個別事案ごとに設定することとする。公募参加停止期間については、コンソーシアム・SPCの各構成員に対して適用することを原則とするが、各構成員の責任の有無が明らかに特定できる場合には、責任が無いとされた構成員は措置の対象としない。また、公募参加停止期間内において参加停止措置が一度も適用されなかった場合には、当該期間が終了してから最初の公募に参加できないこととする。

(参考) 中央公契連モデルについて

○工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公契連モデル（最終改正令和2年12月25日）

（指名停止）

第1 部局長（注1）は、有資格業者（注2）が別表第1及び別表第2の各号（以下「別表各号」という。）に掲げる措置要件の1に該当するときは、情状に応じて別表各号に定めるところにより期間を定め、当該有資格業者について指名停止（注3）を行うものとする。

2 部局長が指名停止を行ったときは、所属担当者（注4）は、工事の請負契約のため指名を行うに際し、当該指名停止に係る有資格業者を指名してはならない。当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、指名を取り消すものとする。
（略）

（下請負人及び共同企業体に関する指名停止）

第2（略）

2 部局長は、第1第1項の規定により共同企業体について指名停止を行うときは、当該共同企業体の有資格業者である構成員（明らかに当該指名停止について責を負わないと認められる者を除く。）について、当該共同企業体の指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を併せ行うものとする。

3 部局長は、第1第1項又は前2項の規定による指名停止に係る有資格業者を構成員に含む共同企業体について、当該指名停止の期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、指名停止を行うものとする。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準別表第2

措置概要	期間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>1ヶ月以上9ヵ月以内</u>

VI. 選定事業者が撤退した際のルール設定

2. 地盤等のデータ提供

- 第1ラウンドの撤退の要因分析において整理したとおり、事業者による事業撤退は、再エネの導入量、地元関係者、洋上風力産業（サプライチェーン等）に悪影響を与え得る。
- こうした悪影響を軽減するためには、ある海域において事業撤退が発生した後、当該海域の再公募に、他の事業者が迅速かつ容易に参加することができるようにし、また、早期に再公募を実施することができるようにすることが望ましい。
- 第1～3ラウンドの公募占用指針においては、撤退した事業者が保有する地盤等のデータを、その後に実施される再公募に参加しようとする事業者に対して提供するための規定は存在しない。
- 上記を踏まえ、今後実施する公募に係る公募占用指針において、選定事業者が撤退する場合は、当該事業者が保有する地盤等のデータを、その後に実施される再公募に参加しようとする事業者に対して無償で提供することに関する規定を設けてはどうか。